



村民公園に

百五十本の桜植樹

鹿部村開基百年の記念事業として造成中の村民公園(仮称)で五月十二日、百人以上の村民が桜の木百五十本を植樹した。

この日、村民公園に集まったのは、手にスコップやクワを持った村内全町内会代表の人たちです。全面客土を終えた一・七ヘクタールの各所にちらばって作業開始。肥料もたっぷり入れて、二時間ほどで桜の木を植え、支柱もしっかりと打ち込んでいました。

桜の種類は、ソメイヨシノ、ダイダイ、イチョウチン、アラシヤマ、シダレ、カンザン、フゲンソウ、ベニヤマ、ケシヨウザツラの八種類です。

ゆが家の百年

ゆが家の百年の歴史をたどる... ちよび屋と伝説の物語

おねがい!

資料の提供

情報を集めています

郷土資料展（開基

百年事業）に展示

開基百年記念行事のひとつとして、鹿部村の歴史を伝える各種資料を展示する郷土資料展（十月一日～二日）を実施することになりました。

古くから使われてきた物や、写真等なんでも結構ですので提供、そして情報のご協力をお願い致します。

（資料の一例）

- ・古文書、記録写真
 - ・生活様式に関するもの
 - ・産業に関するもの
 - ・漁網、漁具、機械など
 - ・教育に関するもの
 - ・駒ヶ丘聖堂に関するもの
- ※こんなものと言わず、ご一報をお待ちしています。

鹿部村開基百気記念郷土資料展実行委員会

（役場 税務課 内線五一番）

開基百年輝く未来

ともに築こう豊かな鹿部



昭和初期の鹿部温泉市街の一部

家族ぐるみで

交通事故に備えましょう

村民交通傷害保険のお知らせ

毎日のように交通事故が起きております。事故が起きてからでは手遅れです。

少ない掛金で最高八十万円の交通傷害保険に加入しましょう。

年間四百八十円で

最高八十万円の補償

※ 今すぐ加入すれば

五月中……二百円

六月中……二百六十円

七月中……三百二十円

で加入できます。しかし、十月一日で更新となりますので、十月には新たに申込みしなければなりません。

〈加入資格〉

村内に住んでいる方なら、どなたでも加入できます。(村内に住所がある者)

〈保険金が支払われる場合〉

国内において、車両に乗っていて行なった事故。また、歩いていてこれらの車両によってひかれたりした事故(ただし、航空機、船舶などによる事故は対

象になりません)



くり返し交通ルールを教える。誤った判断が大きな事故につながります。正しい道路の歩き方をよく教え理解させることです。

〈支払われる保険金〉

(イ) 亡くなられたとき

……八十万円

(ロ) けがをして、失明したり、片手または片足を失ったとき

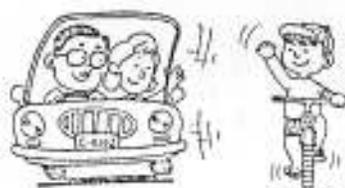
……五十万円

(ハ) けがをして、医師の治療を受けたとき

治療期間六カ月以上

……十二万円

五カ月以上六カ月未満
……九万円



自転車は、安定の悪い乗りものです。自転車は、無防備で安定が悪くふらつきやすい乗りものです。側方通過は間隔をあけて、減速、徐行をしましょう。

行楽期における

犯罪と事故の防止

おがあさんおうち

カギはだいじょうぶ

うららかな陽気にさそわれてサイクリングやショットピングと人が動きだす五月は、ドロボーも牙を出す時期です。

ちよっとの油断で大切な財産が盗まれることのないよう、次のことに心がけましょう。

◎「あき乗ねらい」をふせぐ方法

○玄関や窓には、主錠のほか補助錠を取り付けるようにしましょう。

○自宅に多額の現金を置かないようにしましょう。

○外出するときは、もう一度戸締りを確認、お隣りには「ひと声」かけて留守中の用心を依頼しましょう。

○泊りがけで家をあけるときは新聞や牛乳の配達を一時断るか、お隣りに取り片づけを依頼して留守であることがわからないようにしましょう。

◎「自動車の盗難」をふせぐ方法

○丈夫なカギをつけ、ちよっとの間でも必ずカギをかけましょう。

○車体に名前を書くと、記名用スコッチテープをつけましょ

う。また、近くの自転車店に「防止登録」をしておきましょう。

○路上での置きっぱなしや、自転車置物への置き忘れなどに注意しましょう。

◎「自動車の盗難」をふせぐ方法

○車から離れるときは、必ずエンジンキーを抜きドアロックをしましょう。

○路上に駐車せず、駐車場や車庫に入れておきましょう。

◎警察では、「カギの相談コーナー」を設けて建物や自動車のカギについて相談をうけておりますのでご利用ください。

〔警察本部「カギの相談コーナー」〕
(〇二一)二七一一六
(九五七)

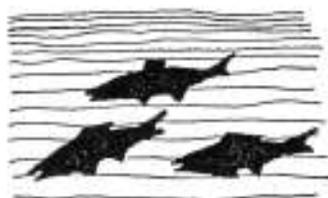
または函館方面本部防犯課(〇二三八)五四一一一五(内線二二六五)か、最寄りの警察署防犯係へ。



遊漁安全対策について

遊漁の時期になってきました。遊漁船等を依頼された方におきましても、無理をせず安全対策を十分にしてからにしましょう。

海は漁民の大事な財産、生活の場でもありますので、遊漁にあたっては、漁業者に絶対迷惑をかけるないようにルールを守って下さい。



◎ 遊漁者の心得

遊漁者は、安全の確保と秩序の維持等を図るため、次に掲げる心得を守ること。

一、遊漁を計画する場合には、次のことに注意すること。

- 一、目的地の天候状況及び波浪、潮の干満時刻等の海象状況並びに磯場等の立地条件。
- 二、目的水域における遊漁に關する関係法令による遵守事項。
- 三、遊漁船等を使用する場合に

- 一、関係法令の規定に従って整備、運航される遊漁船等の有無の確認。
- 二、遊漁船等への乗船及び乗船中においては、次のことを守ること。
- 三、船長の指示に従うこと。
- 四、定員を守ること及び定員の表示のない遊漁船等には乗船しないこと。
- 五、救命胴衣は必ず着用すること。
- 六、雨具、懐中電燈その他安全を因るため必要な物を携行すること。
- 七、出航前にあらかじめ、緊急時における避難方法、救命器具の使い方、関係機関への連絡方法等を船長と打ち合わせ確認すること。
- 八、身体に異常が認められるときは速やかに船長に申し出ること。
- 九、事故が発生し、又は発生するおそれがあるときは、速やかに船長に申し出ること。
- 十、遊漁場においては、次のことを守ること。
- 十一、できるだけ単独行動はしないこと。
- 十二、夜間における船づりはしないこと。

は、関係法令の規定に従って整備、運航される遊漁船等の有無の確認。

二、遊漁船等への乗船及び乗船中においては、次のことを守ること。

三、船長の指示に従うこと。

四、定員を守ること及び定員の表示のない遊漁船等には乗船しないこと。

五、救命胴衣は必ず着用すること。

六、雨具、懐中電燈その他安全を因るため必要な物を携行すること。

七、出航前にあらかじめ、緊急時における避難方法、救命器具の使い方、関係機関への連絡方法等を船長と打ち合わせ確認すること。

八、身体に異常が認められるときは速やかに船長に申し出ること。

九、事故が発生し、又は発生するおそれがあるときは、速やかに船長に申し出ること。

十、遊漁場においては、次のことを守ること。

十一、できるだけ単独行動はしないこと。

十二、夜間における船づりはしないこと。

十三、天然には十分注意を払い、悪化の兆しがあるときは直ちに切り上げること。

十四、磯づりにあつては足場、地形、潮流、海底の形状及び周囲、河川にあつては水量、流速等の状況に十分注意すること。

十五、磯づりであっても、転落の危険がある場所では救命胴衣を着用すること。

十六、水産資源を保護するために藻類、貝類、稚魚等をみだりに採捕しないこと。また、河川内の土石等をみだりに採集しないこと。

十七、食べくず、空き缶、空ビン等のごみ及び不用となったエサは固固に捨てずに持ち帰る等適切に処理し、快適な遊漁環境の維持に努めること。

十八、水質汚濁を防止した場合に、市町村への通報等環境保全にも積極的に協力すること。

十九、遊漁者は、安全の確保及び秩序の維持並びにマナーの向上に資するよう同好会等の組織化に努めるとともに、積極的にこれに参加すること。

二十、自己所有の船で遊漁をする者は、この「遊漁者の心得」を守るほか、次の「遊漁船等提供者の心得」のうち必要な事項を守ること。

一、遊漁船等提供者の心得

遊漁船等提供者は、遊漁者の安全及び水産資源の保護等を図るため、次に掲げることを守ること。

一、遊漁船等を提供する場合は、次のことを守ること。

二、遊漁船等提供者は、船舶安全法の検査を受けるとともに、関係法令に定める保安点検及び設備整備を行うこと。

三、遊漁船等には、船舶職員法の規定に定める区分に応じた適正な資格を有する海技従事者を乗り組ませること。

四、定員を超えて乗船させないこと。

五、出航前にはエンジン、船体等の点検を行うとともに航行用具、消火器、救命アイ、救命胴衣、非常用信号器具、通

信機器等を整備点検すること。

六、天候及び海象状況の悪化する兆しがあるときは、直ちに遊漁を中止させ引き返すこと。

七、万一の場合に備えて僚船との連絡体制を整備するとともに、相互に連絡できる距離を維持すること。

八、天候状況、海象状況、遊漁船の性能等を総合的に判断し、無理のない航行をすること。

九、夜間は、遊漁船等を提供しないこと。

十、緊急時の連絡方法及び連絡系統を明らかにしておくこと。

十一、遊漁船等の航行中は、次のことを守ること。

十二、水産資源を保護し、漁業権者の権利を侵害しないよう遊漁者を指導すること。

標識札のついたサケ、マスを!! さがして下さい

エフラスナック札

上図のような魚がとれたら、これは伊豆川、樺太川、そのほかからとれたサケ、マス幼魚です。

ホルマリン漬または塩蔵の上、即時凍結その他の記録と共に右記のいずれかにお届け下さい。

なお届けて頂いた場合、経費と共に謝儀を申し上げます。

北海道大学水産学部 函館市南町2-1 TEL: 41-0131
 同付属 七軒養魚実験施設 TEL: 2344

◎ 遊漁船等提供者の心得

遊漁船等提供者は、遊漁者の安全及び水産資源の保護等を図るため、次に掲げることを守ること。

一、遊漁船等を提供する場合は、次のことを守ること。

二、遊漁船等提供者は、船舶安全法の検査を受けるとともに、関係法令に定める保安点検及び設備整備を行うこと。

三、遊漁船等には、船舶職員法の規定に定める区分に応じた適正な資格を有する海技従事者を乗り組ませること。

四、定員を超えて乗船させないこと。

五、出航前にはエンジン、船体等の点検を行うとともに航行用具、消火器、救命アイ、救命胴衣、非常用信号器具、通

信機器等を整備点検すること。

六、天候及び海象状況の悪化する兆しがあるときは、直ちに遊漁を中止させ引き返すこと。

七、万一の場合に備えて僚船との連絡体制を整備するとともに、相互に連絡できる距離を維持すること。

八、天候状況、海象状況、遊漁船の性能等を総合的に判断し、無理のない航行をすること。

九、夜間は、遊漁船等を提供しないこと。

十、緊急時の連絡方法及び連絡系統を明らかにしておくこと。

十一、遊漁船等の航行中は、次のことを守ること。

十二、水産資源を保護し、漁業権者の権利を侵害しないよう遊漁者を指導すること。

十三、天然には十分注意を払い、悪化の兆しがあるときは直ちに切り上げること。

十四、磯づりにあつては足場、地形、潮流、海底の形状及び周囲、河川にあつては水量、流速等の状況に十分注意すること。

十五、磯づりであっても、転落の危険がある場所では救命胴衣を着用すること。

十六、水産資源を保護するために藻類、貝類、稚魚等をみだりに採捕しないこと。また、河川内の土石等をみだりに採集しないこと。

十七、食べくず、空き缶、空ビン等のごみ及び不用となったエサは固固に捨てずに持ち帰る等適切に処理し、快適な遊漁環境の維持に努めること。

国民年金

保険料の納付と免除

国民年金に加入しますと、保険料を納めなければなりません。

保険料を納期までに納めていないと、たとえば交通事故にあった場合など、障害年金や母子年金が受けられないことがありますから、注意してください。

また、保険料を納めないまま、納期限から二年以上たつと、あとで納めたくても納められなくなり、将来、老齢年金が受けられなくなる場合がありますから、気を付けてください。

保険料は、今年の四月から一月三千三百円です。

このほかに、将来、より高額の年金を受けたい方は、一月四百日の付加保険料を納めることができます。付加保険料は、保険料納付の免除を受けている人以外は、だれでも希望すれば納められます。保険料納付の免除を受けることができるのは、家計が苦しくて納められないとか、生活保護を受けている人などで、法定免除と申請免除の二通りがあります。

法定免除

国民年金の「障害年金」や「母子福祉年金」などを受けている人生活保護法の生活扶助を受けてい

る人などは、忘れずに届け出て下さい。保険料が免除されます。

申請免除

所得がなかったり、所得が少なくて保険料を納めることがたいへん困難な人は、知事に申請し、承認を受ければ免除されます。

免除を受けた場合、その免除された期間も計算の中に入りますが、老齢年金の額は、保険料を納めた場合の三分の一に減額されます。なお、保険料を免除された方で、その後生活に余裕ができ、将来高額の年金を受けたいと望まれる方は、免除を受けてから十年以内であれば、さかのぼって基本保険料を納めることができます。



子どもが加入国民年金

お知らせ

国民健康保険税の
限度額が二十二万円
になりました

国民健康保険税の限度額のみ四月一日から二十一万円（従前は十九万円）に改正になりました。

尚、同税における税率は昨年度どおりの措置となっています。

所得割 百分の九

資産割 百分の四・五

平等割（二世帯当り）
九千円

均等割（一人当り）
七千円

六月から、昭和五十四年度の国民健康保険税の納付書が、国民健康保険に加入している世帯の方々へ送付されますが、滞納額が一千万円を超えており、医療費の支払に支障をきたしておりますので、納入に特段の御協力をお願い致します。

災害を受けたときは

税の減免手続きを

日本は、世界でも災害の多い国の一つに数えられ、なかでも台風や集中豪雨による被害が毎年、全国各地で発生しています。

そこで、納税者が風水害や大災地震などによって次のような被害を受けたときは、所得税が軽減されたり免除されるなどの救済措置がもたらされています。

○ 家や家財がその価額の二分の一以上の損害を受け、しかもその年の見積所得が四百万円以下のとき。

○ 家や家財の損害額が、年間所得の二〇％を超えるとき。

このようなときは、どちらか有利な方を選んで、

▲サラリーマンの場合は、源泉所得税の徴収猶予や還付を受けられます。ただし、この徴収猶予や還付を受けた人は、翌年三月十五日までに確定申告をして所得税の精算をしなければなりません。

▲商売などをしている人の場合は、予定納税額の減額承認申請をすることが出来ます。

なお、徴収猶予や還付を受けるための手続きなど詳しいことについては、もよりの税務署にご相談ください。

— 伸ばそう村勢 延ばすな村税 —

5月は固定資産税（1期分）の納期です
軽自動車税（定期分）



児童手当の現況届を いたしましょう!!

六月は、児童手当の現況届の提出月です。十八歳未満の子供が三人以上いる方は、毎年六月に現況届を提出しなければなりません。この届出をしないと、児童手当が支給されない場合もありますので、後日役場より通知いたしますので、印鑑を持参の上、民生課までおいで下さい。

渡島リハビリ よりお願い

渡島リハビリでは入所者のために鯉を飼育しており喜ばれておりますが、最近鯉が盗まれて困っております。入所者が一生懸命飼育している鯉ですので皆さんのご協力をお願いします。

六月一日現在で実施

商業統計調査 商業実態基本調査

調査者は、「昭和五十四年商業統計調査および商業実態基本調査」を、六月一日現在で全国いっせいに実施します。

この調査は、「商業の回勢調査」といわれるもので、わが国の商店の分布状況や販売活動の実態および商品の全国的な流通状況などを明らかにするための、全国の卸売業



・小売業および飲食店を営んでいるすべての商店を対象に行います。三年ごとに調査を行い、今回は十四回目です。

この調査の結果は、国や都道府県、市町村での商業、企業の育成、流通機構の近代化などを進めるうえでの重要な基礎資料として利用されるほか、各商店などでの経営方針として役立っています。

調査は、知事から任命された商業調査員および商業実態調査員が

道産一家 工業団地



村の人口

(54・3・31現在)
()は前月比です。

世帯数	1,222	世帯 (+1)
総人口	4,956人	(-21)
男	2,496人	(-10)
女	2,460人	(-11)

それぞれの商店を直接訪問し、調査票に記入していただいで回収するという方法で行います。調査票は統計法により厳重に秘密が守られますので、正確な申告にご協力ください。

自衛隊員募集

身分は特別職国家公務員

○陸軍資格

十八才以上・二十五才未満

○食事代、宿泊費及び衣服費、その他一切無料

○給与

八万五千八百円(毎年四月には、ベースアップ改訂予定)

年三回のボーナス

○外出

平日課業後、土曜午後、日曜朝から許可

○受付

役場経務課又は自衛隊函館地方連絡部若しくは最寄募集事務所

☆おたくやみ

★おくやみ
もうしあげます

小笠原	キエ	八三歳	本別
村田	榮次郎	七二歳	〃
福地	ミワ	八三歳	宮浜
佐藤	清	六四歳	〃

安藤	公一	昌俊	〃
伊藤	麻菜	健治	宮浜
青山	朋子	英一	〃
吉田	かおり	悦雄	〃
中村	美也子	哲郎	本別
佐藤	尚之	福義	鹿部

よろこび
かなしみ



青春さまさま。